

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	法令番号	平成 1 5 年法律第 5 2 号
手続名	合理化計画の認定	根拠条項	第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項
審査基準	「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」第 4 の 2、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」第 4 の 1、2 の規定による。 審査基準は以下の点である。 基本事項 ○合理化計画が基本構想に照らし適切なものであること ○合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成することが確実であること 留意事項 ○事業経営改善計画 ア 共通の基準 （１）事業の経営改善の基本的方向が、基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること （２）所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること イ それぞれの資金を借り受けようとする者に対する基準 （１） 素材生産等促進資金にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、J A S 認証業者等にあつては、木材 J A S 製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。 （２） 新規需要創出資金にあつては、木材製品の生産量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること ○構造改善計画 ア 共通の基準 （１）共同申請する事業体間において、立木、素材又は木材製品について、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること（２）所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること		

(3) 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと イ 木材高度加工資金を借り受けようとする者に係る基準 (1) アの(1)の契約、協定等に係る供給量が、イ(4)に定める基準に適合していること。 (2) 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大がイの(5)に定める基準に適合していること。 (3) 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること (4) イの(1)の基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者(関連事業者又はその組織する団体を除く。)の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。 (5) イの(2)の基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上 拡大すること。								
受付 機関	生産者支援課	処理機 関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間 30日		目次 No.
						標準経由期間 日		10